

稲沢市国民健康保険運営協議会(第1回)議事録

- 日 時 令和4年4月25日(月)
午後1時30分から午後2時30分まで
- 場 所 稲沢市役所 政策審議室
- 出席委員 (15名)
被保険者を代表する委員
大津幸博、家田一美、田中寿康、富田芳行、加賀正憲
保険医又は薬剤師を代表する委員
城義政、大島宏之、林峰佳、服部哲尚、内藤悦雄
公益を代表する委員
近藤治夫、津田敏樹、岡野次男、木全信明、朽本敏子
- 欠席委員 (1名)
被用者保険等を代表する委員
荒居昭治
- 理事者 (1名)
稲沢市長 加藤錠司郎
- 事務局 (5名)
市民福祉部長 小野達哉
国保年金課長 三輪佳代
国保年金課主幹 長崎義貴
国保年金課主査 田村正樹
国保年金課主任 大崎由貴

開 会 (午後 1 時 3 0 分)

事務局 本日は大変御多用の中、御参集賜り厚く御礼申し上げます。
定刻になりましたので、ただいまから令和 4 年度第 1 回稲沢市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。
初めに、本年 4 月 1 日から、委員さん全員が改選となりましたので、市長から委嘱状を交付させていただきます。
本来であれば、お一人お一人に委嘱状をお渡しすべきところですが、コロナ禍でもございますので、代表者の方お一人に交付するということで御了承いただきたいと思えます。
他の委員の皆様につきましては、委嘱状をお手元にお配りしておりますので、御確認ください。
それでは、代表して近藤委員さん、前へお願いします。

市 長 (近藤委員に委嘱状を交付)

事務局 それでは市長から御挨拶を申し上げます。

市 長 (市長挨拶)

事務局 続きます、本日は、委員さん全員が改選された最初の会議でございますので、お一人ずつ自己紹介をいただくのが本来ではございますが、予め配布させていただいております名簿と配席図を以て、紹介にかえさせていただきます。何卒よろしく願いいたします。
それでは、事務局の職員を紹介させていただきます。

(事務局自己紹介)

事務局 次に、今回新たに委員となられたかたもお見えでございますので、協議会委員としての役割につきまして、主幹から説明いたします。

(事務局説明)

事務局 続きます、会長及び会長職務代理者の選任をお願いしたいと思います。選任の方法につきましては、まず仮議長を選任いたします。
その後、順次、会長及び会長職務代理者を選任していただきたいと

思います。慣例によりまして、公益を代表する最年長の委員に仮議長となつていただいております。仮の議長を木全委員さんをお願いしたいと思います。木全委員さん、よろしく申し上げます。

(木全委員 議長席へ移動)

仮議長 ただいま事務局から指名がありましたので、会長が選出されるまで、議長を務めさせていただきます。皆様の御協力をお願いいたします。

仮議長 それでは会議に入ります。
ただいまの出席委員数は 15人、委員定数16人のうち、
被保険者代表の委員 5人、
保険医又は薬剤師を代表する委員 5人、
公益を代表する委員 5人、
被用者保険等を代表する委員さんは1人ではありますが、本日は欠席されております。

協議会規則第6条の規定による定足数を満たしておりますので、会議の成立を認めます。

続きまして、「稲沢市国民健康保険運営協議会会長の選任について」を議題といたします。会長の選任方法につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局 会長の選任方法につきましては、国民健康保険法施行令第5条の規定におきまして、公益を代表する委員の中から選任することになっております。公益を代表する委員は市議会議員でございまして、慣例では市議会の文教厚生委員会委員長職にある方となっております。従いまして、木全委員さんということになります。以上でございます。

仮議長 ただいまの事務局の説明では、会長は公益を代表する委員のうち、市議会の文教厚生委員会委員長職にある私ということでございますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

仮議長 御異議なしのお声をいただきましたので、私が本協議会の会長と決定いたしました。御協力ありがとうございました。

会 長 ただいま、会長という重責を担当することになりました。この職務を、全力をあげて頑張ってまいりますので、委員の皆様の御理解、御協力をお願い申し上げます。

それでは、協議会規則第3条の規定により、会長が議長となることが定められておりますので、議長を務めさせていただきます。

御協力の程お願いいたします。

議 長 それでは、「稲沢市国民健康保険運営協議会会長職務代理者の選任について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 会長職務代理者も会長職と同様、国民健康保険法施行令第5条で、公益を代表する委員から選任することになっております。

慣例によりまして、会長を除く公益代表の最年長委員のかたということで、近藤委員さんをお願いをしたいと思います。以上でございます。

議 長 会長職務代理者には、近藤委員さんということですが、近藤委員さんを選任することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ありがとうございました。異議なしと認めます。よって、会長職務代理者は、近藤委員さんと決定いたしました。近藤委員さん、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、議事録署名者の指名に入ります。指名方法について、事務局の説明を求めます。

事務局 議事録署名者は、協議会規則第9条で、議長及び出席した委員のうちから、議長の指名する委員2人となっております。

議 長 事務局の説明では、議長が指名する委員2人ということですので、私の方から指名させていただきます。

被保険者を代表して 田中 委員さん

保険医又は薬剤師を代表して 城 委員さん
よろしく願いいたします。

議 長 それでは、協議事項であります「稲沢市国民健康保険税課税限度額
の改正について」市長さんから諮問を受けたいと思います。

市 長 （諮問書を朗読し、議長に手渡す。）

事務局 なお市長は、他の公務のため、退席をさせていただきますので、よ
ろしく願いいたします。

市 長 （市長退席）

議 長 それでは、協議事項「稲沢市国民健康保険税課税限度額の改正につ
いて」事務局の説明を求めます。

（事務局説明）

議 長 事務局の説明が終わりました。
御意見、御質問がございましたら、御発言をお願いいたします。

委 員 私は初めて委員になりましたので、若干知識不足の点があります
ことをお許し下さい。只今の説明ですと、給与収入あるいは給与所得
という説明で、資料もそうになっています。私も以前はサラリーマンと
言いますか、働いて雇用をされていた立場です。給与所得者というの
は事業主がいて、そこにいる社員なり従業員は厚生年金に入って、そ
この会社の健康保険組合等に入っている人が多いのではないかと思
います。

国民健康保険税は、個人事業主あるいは少人数の会社にお勤めに
なってみえる方が、お入りになると思うのですが、私の疑問としては、
課税所得のような表現ではないかと思ったのですが、どうでしょう
か。

事務局 おっしゃられますように、国民健康保険の加入者は、基本はお勤め
の方ではなくて、事業主の方、あるいは退職後年金収入の方、あるい
は当然所得のない方もいらっしゃいますけれども、そういった方が
多くなります。

この表をどのように作るかということですが、その見方として、例として給与収入をあげておりますが、実際その下の所得のところを見ていただいて、例えば事業主の方であれば収入から経費を引いた残り、課税の対象となる所得がこの表のどこに当てはまるか。年金であれば年金の収入額から年金控除額を引いて課税の対象となる所得がこの表のどこの行に当てはまるかという所で、見ていただきたいなと思います。確かにおっしゃられることも分かりますので、またその点については検討していきたいと思います。

議 長 他に御質問御意見等がございましたらよろしくお願ひ致します。
それでは、質疑を終了させていただきたいと思いますが、よろしいですか。

お諮りいたします。「稲沢市国民健康保険税課税限度額の改正について」賛成の委員は挙手をお願いいたします。

ありがとうございました。全会一致でありますので、改正することに決しました。

それでは、ただいま決議されました、稲沢市国民健康保険税課税限度額の改正について、市長に答申することといたします。

準備のため、暫時休憩といたします。

(休憩)

市 長 (市長入室)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。
それでは、答申書を市長にお渡ししたいと思います。

(答申書を朗読し、市長に手渡す)

事務局 それでは、市長からお礼のあいさつを申し上げます。

市 長 本日諮問致しました件につきまして、ただいま答申をいただきました。

諮問の内容をお認めいただき、お礼を申し上げます。この答申に基づきまして、国民皆保険制度維持のため、持続可能な国民健康保険の運営に努めてまいりたいと考えておりますので、今後とも委員の皆様方には御協力を賜りますようお願い申し上げまして、お礼の

あいさつとさせていただきます。

事務局 なお市長は、他の公務のため、退席をさせていただきます。

市 長 (市長退席)

議 長 続きますして、報告事項について事務局の説明を求めます。

(事務局説明)

議 長 事務局の説明が終わりました。
御意見、御質問がございましたら、御発言をお願いいたします。

委 員 説明ありがとうございました。8ページの所で保健事業の実施状況の御説明がありましたが、特定保健指導の積極的支援がかなり少なく、苦慮されているようでございます。ここは今後医療費が高くなる要素の、例えば透析に移るような方ですとか、ここで阻止をしていかないといけないと思います。そのためにも、この支援がものすごく大事になると思います。

3. 17%ということで、本当にいろいろ工夫はされていると思いますが、例えば「今までこういうことをやっていなかったけれどもこのように改善した」とか「やり方の改善」というのはあるのでしょうか？

事務局 先程御説明させていただきました動機付け支援でも実施しております、個別のチラシの配布といったものを昨年度から本格的に実施しました。こちらは、その方の健診結果につきまして、データ数値の個別のグラフを作らせていただきまして、ここが悪いということを知らせていただく。これを健診が終わった後に個別に配布させていただいて「ぜひ来てください」といった形をとらせていただきました。そのお陰もありまして動機付け支援の方は増えたかと思っておりますが、積極的支援の方はなかなか来ていただけない。

チラシを配布するタイミングもあるのかなと思います。令和3年度につきましては、最初に利用券を送りまして、1カ月くらい後にデータ数値の個別のグラフを送ったのですが、最初の利用券が来て、すぐにまたそういった物が来るということで、送られてきた方にとっては間髪を入れずに来ることになる。「また来たのか」と思われる

のではないかという意見もありまして、今年はタイミングを変えて送ってみようかなと考えております。

委員 大変大事なことです。どうかまた改善しながらよろしく願います。

委員 御説明ありがとうございます。2点質問をさせていただきます。
1点目はですね、収支の報告がありました。4ページ、5ページの所でございますが、この中で令和3年度6千万円の基金の繰入金がありまして、基金の残金が5億1千万円くらいという御説明が口頭でありました。来年度以降も1.4億円ほど繰り入れが計画されております。そうすると5年程でこの基金は取り崩されるように見えます。令和4年から令和8年くらいの5年間で基金が繰り入れられて、取り崩されるように理解をしておりますが、まずその点がそういう理解でよろしいのかということ。もう1点は次のページに、一人当たりの療養諸費があつて、説明の中でも令和3年度は一人当たり30万円を超える。令和4年度はさらにもう少し上がるということで、収支の改善の一つとして、こういう一人当たりの療養費を削減していく努力というものも必要かと思ひます。そのために具体的にどのような努力をしていくべきなのかということ、御意見をお聞かせいただければと思ひます。

事務局 一つ目の繰入金の件ですが、基金は令和4年度当初予算で、1.4億円を組んでおります。残りが5億1千万円ほどですので、確かに1.4億円全て取り崩していきますと、3年、4年でなくなっていくかとは思ひます。しかし、決算ベースで言いますと令和3年度には3億2千万円で組んでおりまして、結果的に6千万円の取り崩しで済んでいます。来年度も基金の繰入金で、1.4億円で組ませていただいておりますけれども、これは適時財源の見通しが立ち次第、補正等して対応していきたいと考えております。

続きまして一人当たりの療養費が30万円を超えているということですが、こちらは確かに医療技術の向上等で毎年毎年だいたい一人当たり、3%くらいは上がっております。こちらにつきましては先程もありましたけれども、重症化しない、特に糖尿病や高血圧症の方は増えないように、保健事業の方で対応していきたいと考えております。

委員 ありがとうございます。一人当たりの療養費は愛知県下でも高い方だと聞いておりますので、ぜひ保健事業の強化で、少しでも維持できるように、抑制できるように努力していただきたいと思います。ありがとうございます。

議長 他に御意見御質問はございますか。
ないようですので、質疑を終了させていただきたいと思いますが、よろしいですか。
次に移ります。その他について、事務局からお願いします。

事務局 (子どもの均等割額の軽減に係る財源について説明)

議長 ありがとうございました。子どもの均等割額の減額についての説明がありましたが、この案件につきましては、先の協議会でいろいろ議論されまして、次回の協議会でその方針を報告していただくという形になっておりましたので、今回報告していただきました。

説明が終わった所で、御意見御質問がございましたら、御発言をお願いいたします。

それでは、質疑を終了させていただきたいと思いますが、よろしいですか。

事務局 ありがとうございました。
最後に、市民福祉部長から、お礼のことばを申し上げます。

部長 本日は慎重審議の上、答申をいただき誠にありがとうございました。今後、6月議会に条例改正を提案してきたいと考えております。
委員の皆さまには、今後とも国民健康保健事業の円滑な運営に対しまして、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、会議終了にあたってのお礼の挨拶と代えさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

議長 これをもちまして、本日の会議を終了いたします。お疲れ様でした。

閉会 (午後2時30分)